

議案第 30 号

三次市分担金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）

三次市分担金条例（平成 16 年三次市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

災害復旧事業	100分の50以内
--------	-----------

」を

「

災害復旧事業	100分の50以内 （農地災害復旧事業については当該工事費（農地復旧限度額超過分を除く。）の100分の5以内とし、農業用施設災害復旧事業については当該工事費の100分の2以内とする。）
--------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。